

令和7年度

町営住宅入居者募集案内

〔新緑ヶ丘団地・後水団地〕 **世帯向け**

〔申込受付〕 令和7年10月1日（水）～15日（水）

〔抽 選 日〕 令和7年10月31日（金）15時（芦屋町役場4階44会議室）

〔入居予定〕 「入居予定者決定通知書」が届いてから1～2か月後

※申込資格や収入基準がありますので、この案内をよく読んで申し込んでください。

※单身の方の申込みはできません。

※なお、災害等により緊急的に住宅の確保を必要とする場合は、募集戸数などを変更することがあります。

芦屋町 環境住宅課 住宅係

電話 093-223-3540(直通)

1. 募集住宅

団地名	所在地	建設 年度	階層	エレベーター	給湯 設備	空調設備 ※1	間取り (床面積)	家賃 (月額) ※2	駐車場 (月額) ※3	募集戸数	備 考
新緑ヶ丘	緑ヶ丘8番1	H18	高層	有	有	エアコン 無 空気清浄機 無 換気扇 有	3LDK (75.62㎡)	23,300 ～ 45,700	1台有 (3,000)	3階2戸	世帯向け
後水	大字山鹿 189番地1	H30	中層	有	有	エアコン 無 空気清浄機 無 換気扇 有	3LDK (72.0㎡)	23,300 ～ 45,800	1台有 (3,000)	2階1戸	世帯向け

※1 新緑ヶ丘団地の空調設備（エアコン、空気清浄機、換気扇）が設置されている部屋については、防衛省補助によるため、町が機器の設置、補修、交換等を行いません。また、いずれの団地も機器の清掃は入居者負担です。

※2 家賃は収入状況により6段階で設定されています。毎年収入報告を行った上で、前年度所得に応じた家賃が設定されることとなります。

※3 駐車場は1世帯につき1台です。 どのような事情があろうと2台目以降は許可できません。

2. 入居申込資格

基本資格

- (1) 申込時点で、成年者（18 歳以上）であり、同居しようとする親族がある方
- (2) 申込時点で、芦屋町に3 か月以上住民登録がある方。又は町内に勤務場所がある方
- (3) 収入基準に合う方・・・次ページ参照
- (4) 現在住宅に困っている方
 - ※ 持ち家がある方（同居予定者含む）、町営住宅・県営住宅入居中の方は、申込みできません。
- (5) 町税等の滞納がない方
- (6) 過去に町営住宅・所得制限外住宅に入居したことがある方については、不正な使用をしたことがないこと（無断退去、家賃等滞納、迷惑行為等）
- (7) 共同生活を円滑に行える方（ペットの飼育は禁止です。）
- (8) 入居前に、家賃 3 か月分の敷金を払える方
- (9) 入居者によって構成されている管理組織（組）に加入し、組費（共益費等）を払える方
 - ※ 外灯・階段灯・共用廊下照明等の電気代や共用水栓の水道代等、入居者が共同で使用する費用は、入居者全員で負担いただきます。
- (10) 暴力団関係者でない（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 1 項第 6 号に該当しない）方
- (11) 緊急連絡先を提供できる方

※ 町営住宅では、入居者（同居予定者も含む）以外の方で、入居者の安否確認等の緊急時の対応をしていただける方の連絡先が必要です。

収入基準

一般階層世帯の場合：認定収入月額 15 万 8 千円以下であること

裁量階層世帯の場合：認定収入月額 21 万 4 千円以下であること

<裁量階層世帯とは>

- ア 入居者が 60 歳以上の方で、同居者全員が 60 歳以上又は 18 歳未満の方で構成されている世帯
- イ 身体障がい（身体障害者手帳 1～4 級）のある方が含まれる世帯
- ウ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳 1、2 級程度）のある方が含まれる世帯
- エ 知的障がい（療育手帳重度又は中度程度（療育手帳の B2 又は B の軽度は除く））のある方が含まれる世帯
- オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表の特別項症～第 6 項症及び第 1 款症）が含まれる世帯
- カ 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方が含まれる世帯
- キ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方が含まれる世帯
- ク 平成 8 年 3 月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方が含まれる世帯
- ケ 募集期間末日において、同居者に 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方（中学生以下の子ども）が含まれる世帯
- コ 入居者及び入居者の配偶者の年齢の合計が 80 歳以下であり、かつ、婚姻の届出日から 1 年以内の者である世帯

<年間総収入額早見表>

給与所得者が 1 人でその他に収入のある人がなく、また同居及び扶養親族の控除以外には、各種控除がない場合（この表はあくまでも目安です）

収入基準	月間所得額	申込者以外の同居・扶養親族の人数(年間収入額)※				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	158,000 円以下	296 万円以下	351 万円以下	399 万円以下	447 万円以下	494 万円以下
裁量階層	214,000 円以下	388 万円以下	436 万円以下	483 万円以下	531 万円以下	578 万円以下

※源泉徴収票では「支払金額欄」のこと。

3. 申込み

入居申込書に必要事項を記載の上、役場環境住宅課窓口へ持参又は郵送にてご提出ください。なお、提出された書類はお返しできません。

応募締切 令和7年10月15日(水)17時15分（郵送の場合、必着 ※）

※郵送による申込みの場合、書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

4. 申込みにあたっての注意事項

申込みの無効・失格、入居許可の取消し

次のような場合は、申込みを無効とします。また、当選後に発覚した場合は失格となります。

- （1）入居申込書に不正又は虚偽の記載があったとき。又は必要事項が記載されていないとき
- （2）入居申込資格がないとき
- （3）家族を不自然に分割又は合併した申込みであるとき
 - 例1）結婚又は離婚予定での申込みの場合で、町が指定する日までに結婚又は離婚が成立しなかったとき
 - 例2）夫婦が世帯を分離して申し込んだとき
- （4）重複して申込みをしたとき
- （5）申込後、同居予定親族に変更が生じたとき（出生、死亡の場合は除く）
- （6）単身での申込み又は、入居時に単身となったとき
- （7）提出をお願いした書類が指定期限までに提出されないとき
- （8）入居申込書に記載した方全員が、入居指定日から14日以内に入居および住民票の異動手続きを完了しないとき

ご注意

- （1）申込者本人は、入居の際には「契約名義人」となります。名義人の変更はできません。
- （2）入居後は、毎年度家賃を算出するために「収入報告書類」を提出いただきます。
- （3）退去の際は、原状回復費用（畳・ふすまの表替えや破損部分修理費用、室内清掃費用等）が発生しますが、費用は入居者負担です。

5. 抽選会

抽選日時・場所

応募者多数の場合は、下記の日時・場所にて、抽選を行います。募集戸数より申込者数が少なかった場合でも、部屋を決定するための抽選を行います。

なお、抽選前に入居資格仮審査（申込書による書類審査）を行います。仮審査にて申込資格がないと判断した場合は、抽選前に失格となるため、抽選会には参加できません。（抽選日前日までに通知します。）

日 時 令和7年10月31日（金）15時～

場 所 役場4階44会議室

※抽選会の出欠は、抽選の当落には影響しません。（抽選日の翌営業日以降、出欠に関わらず申込者全員に当落の結果を郵送にて通知します。）

ただし、申込者及び申込書に記載した同居予定者以外の参加（代理出席）は認められません。また、入室できるのは1名だけです。（2名以上で来られた場合は、申込者以外は会議室の外でお待ちいただきます。）

抽選方法

申込書受付時に「受付番号」カードを発行します。抽選会では、この「受付番号」カードが抽選番号となりますので、抽選会が終わるまで大切に保管してください。

6. 入居申込資格の停止

令和6年度に次の項目に該当した場合は、今回の町営住宅への申込みを受付けません。

- （1）抽選に当選後、入居を辞退したとき
- （2）入居者に責のある事由により、失格となったとき

例）町からの再三の催促にもかかわらず、入居手続き（必要書類の提出等）がなされない場合。

7. その他

地域のコミュニケーションを図ることは、集合住宅の中で共同生活を行っていくために非常に重要です。このため、芦屋町は町営住宅へ入居された方に対して、自治区への加入をお願いしています。